

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
8	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化	1
17	障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大	4
27	史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化	8
15	国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化	11

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。

具体的な支障事例

現行では、事務処理要領(令和元年7月1日)において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載する」とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQNo.21により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。

しかし、無償化対象児童については、無償化対象期間中に利用者負担が発生しないことが明らかであり、「所得区分に応じた負担上限月額」や「多子軽減」を認定する必要はない。特に、「多子軽減」の認定については、在園証明などを求めることとなり利用者の手間となっている。

FAQNo.18では「支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります」とあるが、小学校入学の前年度まで無償化が続き、就学猶予の対象となった児童についても、小学校就学の始期に達するまでの間は無償化の対象となるため、児童発達支援等の支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースは想定されないかと思われる。

簡素化した場合の各方面への影響については、

- ①国保連の業務への影響については、受給者台帳の登録情報に不整合がなければ問題ないかと思われるので、負担上限月額の認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように登録を行うことで影響は出ないかと思われる。
- ②障害児通所支援事業者の業務への影響については、「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童としての請求をすることになるため、影響は特に生じないと思われる。
- ③保護者への影響については、「多子軽減」の認定にあたっては、在園証明等を求めることもあるため、簡素化によりそれが不要になる。特にデメリットは生じないかと思われる。
- ④自治体業務への影響については、①に記載のとおり、負担上限月額を0円で認定する際には所得区分との整合が取れていなければならないため、その点に気をつける必要があるが、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務が簡素化されれば、事務負担の軽減は大きいと思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上する。

根拠法令等

児童福祉法施行令第 24 条、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和元年7月1日)、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(令和元年7月版 Ver.13)、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務 FAQ(令和元年8月 29 日発出版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、豊橋市、新潟市、上田市、沼津市、京都市、兵庫県、たつの市、防府市、松山市、長崎市

○当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例はある。本提案により、認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上することが期待できる。

各府省からの第 1 次回答

「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の廃止に伴う受給者証の記載方法は、障害福祉サービス事業所における報酬の請求事務に影響を与えることになる。
一方で、利用者や自治体の事務負担の軽減は重要であることから、御提案いただいた内容について上記に留意しつつ検討を行ってまいりたい。
なお、見直しに当たっては、全国の報酬請求等の事務の混乱を回避する観点から一定の準備期間が必要と考えられ、事業所への周知や、国保連合会における報酬の審査支払に係るシステム改修の必要性を含め、検討を行ってまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省ヒアリング(8/5)における所管府省からの説明については、以下のとおり認識しており、これらの点も踏まえて、さらに検討を進めていただきたい。
「所得区分に応じた負担上限月額」(以下、負担上限月額という)の認定については、「支給決定期間は、支給決定開始から 1 年となるため、年長から小学校に上がる時期をまたいで負担上限月額の認定期間が設定される場合がある」との説明があったが、少なくとも当市の運用においては、児童発達支援の利用者は、小学校に上がるタイミングで放課後等デイサービス等に切り替わるため、ご懸念のような場面が生じることは想定されない。また、「児童発達支援センターの利用者は、食事提供加算該当の有無を判断するために所得区分の確認が必要になる」との説明については、ご指摘の通りと考えるが、当市の児童発達支援センターの利用者は無償化児童全体の約 5%であり、該当者のみ確認することでの簡素化の効果は大きい。
「多子軽減」の認定については、認定業務を廃止することにより、利用者へ不利益が生じる場合がある旨の懸念が示されているが、例えば、3 兄弟全員が児童発達支援を利用している世帯の場合、2 番目の子が無償化対象で多子軽減の申請をしていなかったとしても、3 番目の子が多子軽減の申請をすれば、第 3 子として認定することになるため、簡素化による利用者への不利益はない。さらに、無償化対象児童の在園証明等を求めることは不要な個人情報収集することになり保護者の負担も伴う。また、請求事務に与える影響としても、受給者証に本来の負担上限月額が記載されることで請求ミスが発生している状況である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、無償化対象児に係る「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の必要性について改めて精査し、手続の在り方を検討するとの説明があったが、手続の簡素化によるメリットとデメリット、簡素化が困難なケースがどの程度あるのか等を総合的に勘案した上で、地方公共団体、利用者双

方にとって効率的な手続となるよう、積極的に検討いただきたい。

○検討の進捗状況やスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に説明いただきたい

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、利用者や自治体の事務負担の軽減を図っていくことは重要であることから、様々な自治体の意見も聞きながら、今後検討を行ってまいりたい。

その際、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」に係る認定業務の見直しにより、例えば、国保連に対する請求明細書の様式の変更に伴う事業所の請求のエラーの発生など報酬の請求事務の混乱が懸念されるため、その点にも留意しつつ検討を行ってまいりたい。

なお、就学前児童であることの確認については在園証明を法令上求めているものではないため、各自治体で適切に対応していただく必要がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大

提案団体

埼玉県、埼玉県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村が障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所前に費用負担していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。

また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

障害者施設等から介護施設に入所した方には、介護保険サービスに加えて、障害福祉サービスを利用する場合があります。

この場合に、介護保険サービスに係る費用は、障害者施設及び介護施設が介護保険法に基づく住所地特例施設に位置付けられているため、障害者施設や介護施設の入所前に居住地があった市町村が負担する。

一方、障害福祉サービスに係る費用は、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に位置付けられていないため、介護施設が所在する市町村が負担する。

また、介護保険サービスの利用申請手続きは、介護保険法に基づく住所地特例制度により、障害者施設及び介護施設の入所前に居住地があった市町村で行うが、障害福祉サービスの申請手続きは、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象外とされているため、介護施設が所在する市町村で行う必要がある。

【支障事例】

現行制度では、介護施設が所在する市町村に障害者福祉に関する財政的負担が集中してしまう。

また、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用申請手続きについて、介護は介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で、障害は介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならない、住民の負担になっている。

※介護保険制度に係る住所地特例については、平成27年の提案募集で複数の自治体が提案・要望した結果、見直されたものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護施設が所在する市町村へ財政負担が集中することは是正に繋がる。

また、介護保険と障害福祉サービスに関する手続きを、同じ役所で行うことができるため、住民サービスの向上にも繋がる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項、第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、小田原市、新潟市、上田市、豊橋市、豊田市、小牧市、四日市市、京都市、兵庫県、松山市、高知県、長崎市、熊本市

○平成30年4月の介護保険制度における住所地特例対象施設の見直し（「介護保険最新情報 Vol.620 H30.2.2 付け）により、サービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の対象施設となったが、障害者総合支援法では引き続き介護施設が居住地特例対象施設に位置付けられていないため、障害福祉サービスに係る費用は介護施設が所在する市町村が負担している。また、このことにより、利用申請手続きに係る事務負担が生じる対象利用者を増加させる結果を招いている。

○当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例はある。本提案により、介護施設が所在する市町村へ財政負担が集中することの是正に繋がり、また、介護保険と障害福祉サービスに関する手続きを、同じ役所で行うことができ住民サービスの向上にも繋がることを期待できる。

○介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する利用者にとっては、手続きの手間や煩雑さが解消されるため、提案に賛同する。自治体においても利点が多い。特に、高額障害福祉サービス等給付費事業については、平成30年度より介護保険制度対象年齢以降における介護保険サービス費を償還するサービスが導入され、介護保険サービス利用情報を確認する必要がある。この際、制度間で実施主体が異なると申請勧奨や算定業務がより複雑となるため、統一されることが望ましい。

○施設入所の場合、入所者の家族は従前の市町村に居住していることが多いことから、介護保険施設に入所した場合等は各種手続きなどで家族の負担が大きいうえ、全ての手続きを一カ所で行うことができないなど、不便を強いられている。また、障がい福祉サービスや補装具支給など介護保険施設所在地の市町村の財政的負担も大きいことから、これら見直しにより事務の効率化と適正化を図ることができる。

各府省からの第1次回答

障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定は、原則として障害者等の居住地の市町村が行うこととされているが、障害者支援施設等がある市町村において過度の負担となることから、障害者支援施設等に入所する障害者等については、施設入所前の居住地の市町村が行うこととされている。

その上で、障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に際しては、障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされている。介護施設に入所し介護サービスを利用しつつ、障害者総合支援法による介護給付費等を利用し、かつ、介護施設入所前の居住地の市町村以外の介護施設に入所している者は少ないと思われるが、介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確であることから、現時点で介護施設を居住地特例の対象とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答では対象者が限定的ではないかとの指摘があるが、介護保険サービスは介護施設入所前の住所地の市町村で行い、障害福祉サービスは介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならないのは、申請者にとって負担となっており、また、規模の小さな市町村では、限られた予算や人員の中で、毎年度の費用負担や事務手続きが負担となっているとの声が寄せられていることから、制度の見直しについて検討いただきたい。例えば、県南部に所在する自治体のある住宅型有料老人ホームについて、令和2年8月時点の入居者数は18名であったが、そのうち、5名の方が市外の居宅や施設から転入・住所変更され、かつ障害福祉サービスを利用された事例があるとのことである。

この場合、介護施設が所在する自治体において、障害福祉サービスの支給決定等の手続きや費用負担等を行う必要があるが、介護保険の要介護度は前住所地で認定を受けてから転入をしているため、円滑に介護保険サービスが利用できる一方で、障害福祉サービスは転入した日に、すぐに利用したいと申請があり、短い日程で障害支援区分認定調査を行わなければならない、負担であるとの声が上がっている。

他にも、介護保険サービスと障害福祉サービスの実施主体が異なるため、転入前の自治体の介護保険担当課やケアマネージャーとの連携が取りづらく、介護保険制度でどの程度支援されるのか、障害者の状況などにつ

いて把握するのが負担であるとの声が上がっている。

介護施設入所前の居住地の市町村が障害福祉サービスの実施主体となる利点としては、介護保険サービスと障害福祉サービスに係る事務手続きが同一市町村内で行われ、本人や家族が行う手続きの負担軽減がある。多くの追加共同提案団体からも賛同の意見をいただいていることから、全国的にも同様の支障事例が生じているものと想定している。

介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確であるならば、例えば、支障が生じている自治体に対して実態調査を行うなど、実現に向けた対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【小田原市】

介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確との理由で介護施設を居住地特例の対象とすることは困難との回答であるが、現に負担が発生していることは事実であり、このような影響を招いている現行制度に対する評価についても、ご回答いただきたい。

【高知県】

高知県には盲養護老人ホームと聴覚障害者養護老人ホームが各1カ所あり、同じ自治体内に設置されている。

入所している高齢障害者は、障害者総合支援法の同行援護や補装具（義眼や補聴器など）、日常生活用具（音声時計、ストマ用装具など）の給付や修理等、障害特性に対応したサービスを利用するケースが多く、施設所在自治体の負担となっている。

上記施設は視覚障害や聴覚障害に特化した高齢者施設であり、入所者は県内だけでなく県外からも入所していることから、自治体の費用負担の状況を調査した上で、居住地特例の対象として検討すべきと考える。

【新潟市】

障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に際して、障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされていることは承知しているが、障害福祉サービス固有のサービスを併給するケースや、介護保険サービスのみでは支援量が不足する場合に障害福祉サービスを上乘せして支給決定する必要があるケースが一定数存在する。これらの事例は特に、住宅型有料老人ホーム利用者に見られ、本市においては周辺市町村に比べ社会資源が充実していることから、周辺市町村から本市の介護施設に入所してくる者がいる状況である。さらに、児童福祉法に規定する母子生活支援施設に入所する母子が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用する場合にも同様の状況が発生している。本県にある同施設5施設の内、2施設が本市に設置されており、周辺市町村から本市の施設に入所する場合、入所の決定は入所前の居住地の市町村が行うが、障害福祉サービス等の支給決定は本市が行っている状況である。したがって、国民健康保険における住所地特例と同様に、障害福祉サービス等における居住地特例についても、他制度を含めた整理を行うべきであると考えている。

【横浜市】

平成30年4月に改正された高額障害福祉サービス等給付費事業の対象者が、他市から本市にある介護施設（例えばサービス付き高齢者住宅）に入所すると、介護保険制度は住所地特例により他市、高額障害福祉サービス等給付費事業は本市が所管となる。この場合、介護保険制度の給付実績及び過去の高額障害福祉サービス等給付費の過去実績が本市で取得できないため、過払いや償還が漏れる可能性が高い。仮に転居前自治体から引継ぎ、過去の高額障害福祉サービス等給付費の期間等を把握できたとしても、毎月対象者の介護保険制度の給付実績を他都市から確認することは現実的に困難である。

確かに、「介護施設に入所し介護サービスを利用しつつ、総合支援法による介護給付費等を利用し、かつ、介護施設入所前の居住地の市町村以外の介護施設に入所している者は少ない」と思われるが、平成30年4月に改正された高額障害福祉サービス等給付費については、少数であったとしても上記の様な対象者を判別し個別に処理するのは、かなりの事務負担を要する。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

介護施設についても障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に含めることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、実態把握を行う旨の発言があったことを踏まえ、地方公共団体の実態を必要最小限度

で早急に把握し、2次ヒアリングまでに検討の方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答でお答えしたとおり、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされている。御提案のような、介護施設に入所して障害福祉サービスを利用し、かつ、当該介護施設が、施設入所前の居住地の市町村以外にあるケースは少ないと考えられるが、一方で、介護施設の所在する市町村において実際にどの程度の負担が生じているか実情を調査しながら、今後の取扱いについて慎重に検討していく。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

226

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化

提案団体

太宰府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とする)」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る(保存する)ため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用の範囲について明らかにする。

現在の要項の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたることとされて認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあらず認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用の範囲が明らかにされれば、それに照らして文化庁が(「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において)自治体の行う史跡等の活用の可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。

具体的な支障事例

当市の史跡面積は、4.85平方キロで市の面積の約16%を占め、年間6,000万円の史跡保存のための費用(内3%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度の柔軟性を促すことで、史跡保存のための財源を確保する作業に結びつけることができるとともに、史跡に隣接する住民生活の安全性確保のための財源や来訪者が及ぼす住環境悪化を改善する取組への財源確保の道が開ける。

加えて、史跡保存活動として育ち始めた市民力で行う活動も意欲向上につながるのと同時に、史跡の保存活動によって生じる廃棄材の再利用を通して、ふるさと納税や史跡保存協力金などの寄付行為を媒介とし、活動への支援や活動に参画する市民の居場所づくりにもつながってくる。

根拠法令等

文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、川崎市、相模原市、鎌倉市、新城市、米子市、徳島市、福岡県、久留米市、柳川市、壱岐市、宮崎県

○近年の台風などによる大規模な倒木などが発生しているため、撤去などの処理が増加している。

○当市の国指定史跡面積は、2.15 平方キロで市の面積の約 5.4%を占め、年間約1億5千万円の史跡保存のための費用(内 53%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。

太宰府市の提案のとおり、目的外使用の可否の判断を明確にさせていただき、公開活用における使用料など史跡保存における財源確保を図りたい。

○当市も史跡の保存のために継続して国庫補助事業による史跡の公有化を進めて来ており、現在、22 万㎡を超える広大な史跡地を管理している。適正な史跡管理のために経常的に発生する年間の管理費の確保も、近年の厳しい財政状況の中で大きな課題となってきた。また、増加する大雨等の災害や、イノシシ等の獣害など、頻繁に発生する対処が必要な課題は、史跡地内にとどまらず、史跡地が原因となる周辺民有地への被害等も発生している。

各府省からの第1次回答

「求める措置の具体的内容」で例示されている、「史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等すること」については、収益を史跡の管理費等に充当する場合は補助金適正化法上の目的に反した使用には当たらないものとして取り扱っていますが、類似のケースを含め地方公共団体によっては抑制的に解釈している場合もあるものと考えます。

御提案を踏まえ、史跡等購入費国庫補助により取得した土地の活用範囲については、活用可能な場合の例を示すなど、その明確化に努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「活用可能な場合の例を示すなど、その明確化」の内容について、例えば、間伐材等の管理伐採や駆除が史跡保存のため「やむをえず」生じたものか、恣意的に必要以上に伐採等したものでないかを判断するための考え方や留意点に関する明確化、さらにはこれらの行為で得た収益を史跡の管理等に充当しない場合は目的外使用になるのか等について明確化をお願いしたい。

一方で、地方自治体が置かれた歴史的・社会的環境によって多様な状況が想定されるため、一般化が難しいものについては可能な限り多くの具体例を提示していただきたい。その上で、個々の地方自治体が「活用可能な場合」に当たるかどうかの判断に迷う場合に、当該自治体の置かれた状況に寄り添って考えていただく方策、例えば、文化財保護法第 183 条の 3 に規定されている『文化財保存活用地域計画』の策定時にご確認いただくなどの方策をご提示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川越市】
史跡活用については多様な例示をいただくとともに、より柔軟な補助制度の充実に期待します。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○補助金適正化法上の「目的に反した使用」ではない管理行為により発生した副産物(間伐材等)を活用して得られた収益は、史跡の管理費等に充当しなくても、同法上問題ないのではないか。

○史跡の管理費等に充当しなければならないのであれば、その理由を示すとともに、「史跡の管理費等」の範囲について、具体例を示しつつ明らかにすべきではないか。

○間伐材等が「やむをえず」生じたものかを判断するための、考え方や留意点を明らかにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

(補助金適正化法の適用について)
史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地において、管理・整備のために伐採等を行うことは、補助金適正化法第 22 条に規定する補助金等交付の目的に反した使用には当たりません。さらに、間伐材等は土地から離れた動産であるため、同法同条に規定する「財産」に当たりません。このため、当該間伐材等を加工・販売す

る行為については、その収益の使途に関わらず、同法同条に規定する補助金等交付の目的に反した財産処分には該当しません。

(伐採等の妥当性について)

史跡指定地内の木竹の伐採等は、文化財保護法及びその施行令により、市町村教育委員会による現状変更の許可の対象となっています。当該許可を行うにあたっては、伐採等が史跡の管理・整備に必要な行為であるかどうかについて、当該史跡の保存活用計画で定める基準等により判断されるものと考えられ、当該許可を得て行われる行為であれば、基本的にその妥当性について問題はないものと考えております。

(今後の対応について)

史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地の活用可能な範囲については、具体例を交えながら、わかりやすく考え方を示していきたいと思っております。

また、今回ご提案いただいた「文化財保存活用地域計画」の策定時に限らず、個別の文化財の「保存活用計画」の策定、各種会議や補助金業務等の各種事務手続きを通じて、日頃より都道府県・市町村の担当者とやり取りしているところであり、ご不明な点があればいつでも御相談に乗ってまいりたいと思っております。